



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

10 救急病院の認定	(医務課)	1
11 大規模小売店舗立地法による新宮市から聴取した意見の概要	(商工振興課)	1
12 保安林予定森林	(森林整備課)	2
13〃	(〃)	2
14 林業種苗生産事業者の登録証記載事項の変更	(〃)	3
15 道路の区域変更	(道路保全課)	3
16 道路の供用開始	(〃)	3
17 道路の区域変更	(〃)	4
18 道路の供用開始	(〃)	4
19 都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課)	4

○ 公安委員会告示

1 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	5
-----------------------	-------	---

○ 公告

和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センターの指定管理者の指定	(健康推進課)	6
-----------------------------------	---------------	---

告 示

和歌山県告示第10号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和4年1月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 和歌山県立医科大学附属病院紀北分院
- 2 所在地 伊都郡かつらぎ町妙寺219
- 3 有効期限 令和7年1月6日

和歌山県告示第11号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により新宮市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和4年1月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) コメリパワー新宮店、業務スーパー&産直市場よってって新宮店
和歌山県新宮市佐野字久保771番1ほか
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和3年和歌山県告示第775号
- 3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）

新宮市企画政策部商工観光課（新宮市春日1番1号）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和4年1月7日から同年2月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第12号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年1月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町佐本西野川字洞山375・376（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、377、佐本根倉字洞山530（次の図に示す部分に限る。）、531、532

2 指定の目的 水源の涵養^{かんよう}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第13号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年1月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町小河内字藤ノ谷1543・1543の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字家之谷1567（次の図に示す部分に限る。）、1567の1、1567の2

2 指定の目的 水源の涵養^{かんよう}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第14号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者から登録の変更について届出があったので、同法第16条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	生産事業者		変更事項	変更前	変更後
	氏名又は名称	住所			
7910	株式会社福山林業 代表取締役 福山武夫	西牟婁郡すさみ町周参見2838番地の1	生産事業者の氏名又は名称及び住所	株式会社福山林業 代表取締役 福山武夫 西牟婁郡すさみ町周参見2841-1	株式会社福山林業 代表取締役 福山武夫 西牟婁郡すさみ町周参見2838番地の1
			事業所の名称及び所在地	株式会社福山林業 西牟婁郡すさみ町周参見2841-1	株式会社福山林業 西牟婁郡すさみ町周参見2838番地の1

和歌山県告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年1月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 井関御坊線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡日高町大字原谷字下垣内233番地先から同町大字原谷字下垣内246番3地先まで	旧	4.78 7.65	180.00	
同上	新	9.53 14.98	180.00	

和歌山県告示第16号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年1月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 井関御坊線

供用開始の区間 日高郡日高町大字原谷字下垣内233番地先から同町大字原谷字下垣内246番3地先まで

供用開始の期日 令和4年1月7日

和歌山県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令4年1月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 龍神十津川線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市龍神村丹生ノ川字井戸ノ谷下モ道下タ567番1地内	旧	4.20 9.30	50.10	
同上	新	7.30 10.10	50.10	

和歌山県告示第18号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年1月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 龍神十津川線

供用開始の区間 田辺市龍神村丹生ノ川字井戸ノ谷下モ道下タ567番1地内

供用開始の期日 令和4年1月7日

和歌山県告示第19号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年1月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 施行者の名称

かつらぎ町

2 都市計画事業の種類及び名称

かつらぎ都市計画下水道事業 かつらぎ町公共下水道

3 事業施行期間

自 昭和60年4月1日
至 令和7年3月31日

4 事業地

- (1) 収用の部分
該当なし
- (2) 使用の部分
該当なし

公安委員会告示**和歌山県公安委員会告示第1号**

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和4年1月7日

和歌山県公安委員会委員長 竹田純久

1 審査の種類等

種類	内容	期日	場所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（準中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	令和4年2月16日（水）から同月18日（金）まで	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（準中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽〔けん〕引） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	教習に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

令和4年1月17日（月）から同月24日（月）までの毎日（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書（申請場所で所定の用紙を交付する。）

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの） 1枚

(4) 技能検定員及び教習指導員審査手数料

審査の種類ごとに和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）で定める金額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課講習・教習所係（電話073-473-0110 内線364）

公 告

公 告

和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第71号）第8条の規定により、和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年1月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定管理者 一般社団法人和歌山県歯科医師会

和歌山県和歌山市築港一丁目4番地の7

2 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで